

社会福祉法人白川直会会評議員等に対する報酬及び費用弁償規定

(趣旨)

第1条 社会福祉法人白川直会会役員及び評議員（以下「評議員等」という。）の報酬及び費用弁償並びにその支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 評議員等の報酬（以下「報酬」という。）の額は、会議出席等、1日（1回）につき3,000円（源泉所得税控除後）を支給することが出来る。

2. 理事長の報酬月額が700,000円を限度とする。

(職員である者の特例)

第3条 評議員等がかつ社会福祉法人白川直会会職員である者に対しては、評議員等としての報酬は支給しない。

(費用弁償)

第4条 評議員等が業務を行うため旅行したときは、費用を弁償する。

2. 費用弁償の額は、指定介護老人福祉施設り苑旅費規程を適用する。

(旅行命令)

第5条 評議員等の旅行は、旅行命令によるほか、理事長の発する会議召集通知によることができる。

(準用規定)

第6条 この規定に定めるものを除くほか、評議員等の報酬及び費用弁償の支給方法については指定介護老人福祉施設り苑の例による。